

「千葉市指定障害福祉サービス等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正（案）」の概要に関するパブリックコメント手続の実施結果について

「千葉市指定障害福祉サービス等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正（案）」に関するパブリックコメント手続の実施結果につきまして、以下のとおり公表いたします。

1 募集期間

令和6年1月4日（木）～2月5日（月）

2 募集結果

提出方法	人数	件数
電子メール	1人	1件
郵送	0人	0件
ファクシミリ	0人	0件
持参	0人	0件
合計	1人	1件

3 修正した件数

なし

4 意見の概要と市の考え方

次頁（裏面）のとおり

お問い合わせ先

千葉市保健福祉局高齢障害部 障害福祉サービス課

電話 043-245-5174

ファクシミリ 043-245-5630

電子メール shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp

「千葉県指定障害福祉サービス等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正（案）」の概要に対する意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	原案修正
1	<p>改正の趣旨として、“国の省令改正”だけを記載するのではなく、国の省令改正の前提・背景（趣旨）を含めて丁寧な説明をしていただきたい。</p>	<p>障害福祉サービス等の基準については、厚生労働省令等を踏まえ、自治体の条例で定めることとされています。このたび、障害福祉サービス等報酬改定検討チームの審議等を踏まえ、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に併せて各障害福祉サービス等に係る省令の改正が行われることから、本市においても基準条例の改正を行うものです。</p> <p>改正については、障害児者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、意思決定支援や地域移行支援の推進や支援の質の確保、就労選択支援の新設など、所要の見直しを行うものです。</p>	なし